



2022.12

季刊情報誌

NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



2022年も世界中が新型コロナウイルスと戦いつつ、共存を探りながら徐々にパンデミック前の生活を取り戻し始めました。

2023の新年を迎えるにあたり日頃より弊社へのご支持とご高配に心より感謝を申し上げます。幸多き一年になりますように、皆様のご健勝とますますのご発展をお祈り申し上げます。



中国の祝日-2023年

- 一【元旦】2022年12月31日(土)~2023年1月2日(月)
- 二【春節】1月21日(土)~27日(金) ※1月28日(土)、1月29日(日)は振替出勤日
- 三【清明節】4月5日(水)
- 四【労働節】4月29日(土)~5月3日(水) ※4月23日(日)、5月6日(土)は振替出勤日
- 五【端午節】6月22日(木)~24日(土) ※6月25日(日)は振替出勤日
- 六【中秋節】【国慶節】9月29日(金)~10月6日(金) ※10月7日(土)、10月8日(日)は振替出勤日

北京パナウェル特許事務所
2022年12月



目次



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

04 業界観察

- 専利審査指南改正草案の3回目意見募集稿
- 中国国家知識産権局は、専利製品の届出業務に関する通知を発表
- 最高人民法院は「人民法院の独占禁止と不正競争防止典型案例」を発表
- 国家知識産権局による『専利開放許諾使用料見積もり案内(試行)』の発行
- 『植物新品種保護条例』に関する意見公募

12 サービスソリューション

- 『特許審査指南改正草案(再意見募集稿)』における意匠の国際出願の事務処理及び審査に関する規定

17 典型案例紹介

- 商標冒認出願後に原権利者への譲渡は悪意のある投機の判断に影響を及ぼすか否か？

19 実務動向

- 登録商標の標章の選択ポリシー

専利審査指南改正草案の3回目意見募集稿

中国国家知識産権局は、2020年11月10日、2021年8月3日に公布された『専利審査指南改正草案』及び過去二回に亘って公衆より寄せられた意見をまとめ、さらに専利法及びその実施細則（以下、「細則」と略す）の規定に対応した改正案を起草し、2022年10月31日に意見募集稿を再公布した。

当該草案における出願人又は専利権者と密に関連する改正を次のようにまとめている。

初歩審査部分（第一部分）

1. 公開準備に関する請求の取り扱いについて

出願書類の印刷準備作業を完了する時期は、一般的に専利法の第34条に規定されている18ヶ月の前1ヶ月と明確化される。

2. 先願の出願書類を援用する方式による出願書類の補充提出の改正について

細則改正草案に合わせて、先願の出願書類を援用する方式による出願書類の補充提出制度（以下、「援用・付加」と略称）について改正するものである。第1に、「取落した請求の範囲又は明細書を先願の出願書類を援用する方式により補充提出する」及び「誤って提出された請求の範囲、明細書、又は欠落した若しくは誤って提出された請求の範囲、明細書の一部の内容を先願の出願書類を引用する方式により補充提出する」という二種類の場合について、それぞれ援用・付加の提出時期、援用・付加声明、補充提出書類などの審査が規定される。第2に、優先権主張の回復、優先権主張の追加又は訂正、分割出願に該当する

場合には、援用・付加に適用せず、出願人が援用・付加の関連期限に遅れた場合には、現行の細則の第6条第2項に基づいて回復を請求することはできないことが明確化される。

3. 優先権主張の追加又は訂正の改正について

細則改正草案に合わせて、優先権主張の追加又は訂正制度について改正するものである。第1に、優先権主張の追加又は訂正を請求する時期、提出すべき書類などが規定される。第2に、優先権主張の回復に該当する場合には、細則改正草案における当該優先権主張の追加又は訂正の規定に適用せず、出願人が細則改正草案における当該優先権主張の追加又は訂正に関する期限に遅れた場合には、現行の細則の第6条第2項に基づいて回復を請求することはできないことが明確化される。

4. 優先権主張の回復の改正について

細則改正草案に合わせて、優先権主張の回復制度について改正するものである。第1に、「6.2.6.2 専利法実施細則第36条に基づく回復」の節が新設され、優先権の回復の手続きの取り扱い及び審査規則が明確化される。第2に、優先権主張の追加又は訂正に該当する場合には、優先権主張の回復の規定に適用せず、出願人が「優先権主張の回復」に関する期限（第5.2.5.1節における国際出願について国内段階に移行して優先権を回復する場合を含む）に遅れた場合には、細則第6条第1項、第2項に基づいて回復を請求することはできないことが明確化される。

5. 発明者の変更について

発明者の変更手続きをよりよく規範化するために、第6.7.2.3節で発明者の記入漏れ又は誤記に対し変更請求を提出する時期が明確化される。

6.信義誠実の原則に関する審査について

第6.7.5節の信義誠実の原則に関する規定が新設され、法的手続きの取扱いの段階で信義誠実の原則に反する場合は規制される。

7.実用新案について援用・付加により出願書類を補充提出する場合の審査基準について

第1に、実用新案出願について先願の出願書類を援用する方式により出願書類を補充提出する場合の審査適用基準が明確化される。第2に、先願の出願書類を援用する方式により明細書の図面を補充提出する場合の適用基準が明確化される。

8.出願が専利法第5条第1項の法律に違反し、公共利益を害するものに関する審査について

2020年の意見募集稿を基にして、第1に、第6.1.1節に「中国の国旗、国章の内容を含む意匠」のような明らかに法律に違反する状況が追加される。それに合わせて、第6.1.3節第4段落が削除される。第2に、第6.1.3節に「政党の象徴及び標章」に関する内容が追加される。第二部分第一章第3.1.3節も同様に相応の調整がされる。

9.意匠専利権を付与しない状況について

2021年の意見募集稿を基にして、第1に、誤解を避けるために、特定の構成要素が保護客体に該当するか否かに関する元第(4)号の表現が回復され、第2に、第(10)号の「相対的

に分割可能な独立した領域」が「相対的に独立した領域」に直される。

10.同一製品の2つ以上の類似意匠について

同一製品の全体意匠とその何らかの部分意匠とは、1件の出願として提出することができないことが明確化される。

実体審査部分(第二部分)

11.遺伝資源の定義について

細則改正草案に合わせて、遺伝資源の定義について改正するものであり、遺伝資源に遺伝資源素材とこれらの素材を利用して生じた情報とが含まれることが明確化され、関連の審査例が示される。

12.疾病の診断及び治療方法に関する改正について

コンピュータなど、情報処理能力を有する装置により実施される診断に関する情報処理方法について、前記方法により得られた結果が「中間結果」であるか否かを判断するには主観性が大きいので、全てのステップがコンピュータなどの装置により実施される情報処理方法は、その直接の目的が診断結果又は健康状況を得ることではなく、診断方法に該当しないことが明確化される。

国内段階に移行した国際出願の審査について(第三部分)

13.審査の依拠とする書類に関する改正について

細則改正草案に合わせて、援用・付加制度について改正するものである。出願人が中国に対する出願日を補正することにより、援用・

付加の項目や部分を保留することは許容しないという表現が削除される。初歩審査の段階で援用・付加の項目や部分が既に受け入れられて、元の国際出願日が保留されているものについては、実体審査の過程において援用・付加の項目や部分を確認すべきであり、審査の結果が規定に合致しない場合は、審査官は国際出願の中国に対する出願日を改めて確定しなければならない。

復審と無効請求の審査(第四部分)

14. 審査決定の公開について

当事者及び社会公衆の便宜のため、復審と無効請求の審査決定は、発送後、速やかに国家知識産権局のウェブサイトで公開するとする。

15. 当事者処置の原則が適用される状況

無効宣告の手續きにおいて、専利権者が出願日からの専利権を放棄する旨を明示した場合は、社会公共利益及び他人の適法な権利利益に反しないときに、専利権者が自分の専利権を処置して一部又は全部の請求項を放棄することは許容されるべきである。無効宣告審査決定により権利の処分行為を確認する。

16. 無効宣告請求の客体について

同一専利権に対して全部又は一部の無効審査決定が既に下された場合、当該無効宣告された専利権に対して後に提出された無効宣告請求については、このとき、無効宣告が請求されている専利権が既に存在しないため、受理しないとするべきである。先に下された全部又は一部の無効審査決定が人民法院の発効判決により取り消された場合、この後の無効宣告請求は、改めて提出することができる。

17. 無効手續きの中止について

2021年の意見募集稿を基にして、権利帰属をめぐる紛争の当事者が無効宣告の手續きにおいて意見を提出することができる旨の規定(第四部分第三章第3.7節)と、その者に審査状態通知書を発送する旨の規定(第四部分第三章第3.8節)と、が追加される。

18. 無効手續きにおける職権に基づいた審査について

第4.1節第1段落に「必要な際、専利権に専利法及びその実施細則の関連規定に明らかに違反するその他の事由があることについて審査することができる」が追加される。

19. 無効手續きにおける専利書類の訂正の原則について

無効宣告請求における専利書類の改正は、無効宣告理由又は合議体が指摘した不備についてのものでなければならない旨が明確化される。

20. 国際意匠出願に関する送達について

ハーグ協定への加入後、無効宣告の手續きにおいて国外の主体への受理通知の送達という問題が生じるため、通常の専利とは異なるより多様で実行可能な送達方法を規定する必要がある。

21. 医薬品専利紛争の早期解決体制について

医薬品専利紛争の早期解決体制を実践させるため、今回の改正では、審査指南の第四部分第三章に第9節の「医薬品専利紛争の早期解決体制に係る無効案件の審査についての特殊な規定」が追加され、前文、請求書及び証明書類、審査順序、審査基礎、審査状態及

び結審の通知を含める予定である。

22. 口頭審理の通知及び記録について

審理の実務の発展、新しい技術的手段の活用 に即して、関連司法解釈を参考にし、通知及び記録の方法手段について適宜調整をし、当事者の基本的な手続き上の権利に支障が及ばないこととする。

23. 口頭審理の進行について

審理事実が明らかで、争点が明確で簡単な無効宣告案件については、口頭審理の手続きを最適化して、口頭審理の前に十分な合議を行い、合議体で一致して同意することで、主審官が合議体を代表して出席し、口頭審理を司会することができることとする。

専利出願及び事務処理について(第五部分)

24. 専利出願手続きの形式について

電子ファイル形式の書類の効力について、書面形式で提出された専利出願書類及びその他の書類に対して、国家知識産権局により電子ファイル形式の書類に変換されて電子システムのデータベースに記録されるものは、元の書面形式の書類と同等の効力を有する旨が明確化される。また、復審手続きにおいて書面形式出願と電子ファイル形式出願の変換が明確化される。

25. 先願の出願を援用することにより補充して提出される書類の受理手続きについて

先願を援用することにより補充して提出される書類の受理手続きを追加し、先願を援用する方式により書類を補充して提出する場合については、出願人が最初に専利出願を提出す

る際に援用・付加声明を提出し、かつ、最初に専利出願をする際に優先権を主張していたときに、専利局が出願人に取落書類補充提出通知書を発送し、出願人が期限内に確認済みの援用・付加声明を提出し、受理の要件に合致する際、専利局は、受理通知書を発送するが、そうでない場合は、不受理通知書を発送することとした。当該出願は、受理された後、通常の審査手続きに移行するが、補充して提出された書類が援用・付加の規定に合致するか否かについては、その後の手続きにおいて審査して確認することとする。

26. 外国への専利出願に関する秘密保持審査の期間について

細則改正草案の秘密保持審査制度に関する改正に合わせて、第五部分第五章第6.1.2節の秘密保持審査の期間について改正がされる。

27. 送達日の特定について

電子的形式により送達される通知及び決定については、当事者が認める電子システムに入った日を送達日とする旨が規定される。当事者が認める電子システムに入った日と、通知書及び決定の発行日とが一致しない場合、出願人が証拠を提供できる場合を除き、当該通知書及び決定の発行日を送達日と推定し、即ち15日間の推定送達日が撤廃される。

28. 国際意匠出願の応答期間について

国際意匠出願の出願人が拒絶通知に応答する期間が4ヶ月と明確化される。

29. 期限の計算について

細則改正草案の期限の計算に関する改正に

基づき、期限の起算日についての表現が明確化され、即ち、期限の初日目は期限内に算入せず、次の日から計算し始めることとする。

30. 中止の審査及び処理について

権利帰属をめぐる紛争の当事者が提出した中止請求について、特許局は、案件の審理進捗、案件の証拠状況に応じて、公共利益への配慮を反映し、信義誠実を強調して、虚偽訴訟を厳格に取り締まる原則と考え方に立って、中止するか否かを決定することができる。中止手続きが終了した後、関連特許権が既に全部無効に宣告されていれば、この際、権利帰属紛争の双方当事者に中止手続き終了通知書を発送することを要しない。

31. 遅延審査について

実用新案の遅延審査請求についての内容が追加される。意匠出願の遅延審査請求期限を出願人が月単位で柔軟に選択することが認められ、遅延期限の最長は、提出した遅延審査請求の発効日より36ヶ月とされる。遅延審査請求を撤回する機会が出願人に与えられ、審査手続きのさらなる改善が実現され、より柔軟で便利な審査体制が当事者に提供される。

32. 特許権の付与に係る期間補償について (第五部分第九章第2節)

「特許法第42条第2項に基づく特許権の付与期間補償」が追加される。「請求の提出」、「補償期間の決定」、「特許権付与期間補償の請求についての審査」、「登録及び公告」などの数点から規定する。

33. 医薬品の特許権期限補償について (第五部分第九章第3節)

「特許法第42条第3項に基づく特許権期間補償」が追加される。「補償の要件」、「請求の提出」、「証明資料」、「適用範囲」、「保護の範囲に入るか否かの審査」、「補償期間の決定」、「医薬品の特許権期間補償の請求についての審査」、「登録及び公告」などの数点から規定する。

34. 特許権の終了について (第五部分第九章第4.1節)

『特許法』第42条の規定に合わせて、第4.1節の意匠特許権の保護期間が改正され、即ち、意匠特許権の保護期間は15年間とされ、特許権付与期間補償又は医薬品の特許権期間補償がある特許保護期間の終了日の計算方法が例示される。

35. 特許権評価報告書について (第五部分第十章第1節、第2.1節、第2.2節、第2.3節)

2021年の意見募集稿を基にして、特許権評価報告書の作成を請求する際、被疑権利侵害者が提出すべき証明書類の種類が規定されるとともに、特許権者から発送された弁護士の手簡、電子商取引プラットフォームの苦情通知書などを受け取った団体又は個人も被疑権利侵害者に該当すると規定され、これらの者が提出すべき証明書類の種類がそれに応じて規定される。

36. 特許の開放許諾について (第五部分第十一章)

2021年の意見募集稿を基にして、第1に、「明らかに不合理な使用許諾料の基準について、特許局は、関連証明書類の提出を当事者に求める権限を有する」が削除される。第2に、特許権者が開放許諾を実施するときに自発的

に遵守すべき規範が明確化され、既に開放許諾が実行されている専利権について、専利法実施細則第86条第1項に規定される開放許諾がされてはならない事由があるとき、専利権者は、開放許諾声明を自発的に速やかに撤回するとともに被許諾者に通知しなければならない旨が明確化される。第3に、開放許諾にあたっては、信義誠実の原則に従わなければならないことが明確化され、専利の開放許諾声明をする際には、開放許諾声明に適合する要件について誓約しなければならない旨が規定される。第4に、専利権者は、使用許諾料の算定根拠及び方法についての簡単な説明を併せて提出しなければならない旨が規定される。専利の使用許諾料は、この簡単な説明に依拠しなければならない旨が規定され、固定料金基準で支払うときは、原則として2000万円より高くない旨が規定された。2000万円より高いときは、専利権者は、専利法第50条に規定される開放許諾以外の他の方法で許諾することができることとする。歩合料で支払うときは、純売上高の歩合は、原則として20%より高くないこととし、利益額の歩合は、原則として40%より高くないこととする。第5に、専利権の譲渡の場合を除き、専利権者にその他の事由により変更が生じ、かつ、開放許諾の実行を継続するときは、元の開放許諾声明を撤回し、改めて申立てをする関連手続きを速やかにしなければならない旨が明確化される。

37. 国際意匠出願の改正内容及び改正説明

の新設(第六部分を新設)

国際意匠出願についての第六部分を新設して、その下に二章を設け、第一章を国際意匠登録出願についての事務処理とし、第二章を国際意匠出願についての審査とする。

第一章では、国際意匠登録出願の提出ルートが明確化され、受領日、専利局が送付可能な送付要件及び送付と不送付の手続き、送付結果の告知などの点について規定され、国際意匠出願に付与する出願日及び国内出願番号、その他の書類の受理要件、受理手続き、分割出願の受理と公告の手続き及び書誌的事項の変更、権利の回復について規定され、手数料については特別に規定される。

第二章では、国際意匠出願の国内手続きにおける審査範囲、審査原則、審査手続き、国際公布がされた書類の効力並びに審査の内容及び基準が規定され、また、分割出願の提出時期、専利代理への依頼要件、優先権書類の副本の提出及び関連審査、新規性喪失の例外適用期間についての証明資料の提出及び審査上の要求などの点がさらに規定される。国際意匠出願について既に優先権主張がされていて、国際事務局に受け入れられているときは、優先権主張料は徴収しない。

情報源：中国国家知識産権局

中国国家知識産権局は、 専利製品の届出業務に関 する通知を発表

中国国家知識産権局は、『知的財産権強国建設要綱（2021—2035年）』及び『第14次5か年計画「国家知識産権保護と運用計画」』における、専利集約型産業の育成、専利集約型製品認定の探索と展開に関する業務計画を実践させ、製品側、産業側での専利の実用化と効力を推進し、経済の質の高い発展を促進するため、最近、専利製品の届出業務の関連事項に関する通知を発表した。専利製品の届出は、専利集約型産業の発展を促進する基礎的な業務であり、専利製品の届出業務と専利実用化計画を推進するものであり、中国国家専利集約型製品届出認定モデルプラットフォームを介し専利製品の届出申請が提出され、試験点プラットフォームにて専利製品の届出のデータに基づき、分野に応じて統一的な専利集約型製品評価指標基準値を決定し、専利集約型製品を適時に認定する。また、通知には、届出主体の要件、届出製品の条件、届出の流れ及び他の説明事項がさらに公布されている。

情報源：中国国家知識産権局

最高人民法院は「人民法院の 独占禁止と不正競争防 止典型案例」を発表

典型案例の模範的及びリード的役割を十分に発揮させ、独占禁止と不正競争防止に関する司法を強化するため、最高人民法院は、去年に発表した10件の人民法院の独占禁止と不正競争防止典型案例に基づき、今年に再び

人民法院の独占禁止と不正競争防止典型案例をそれぞれ10件発表した。以下、この2種類の典型案例に対する簡単な概要説明を示す。

今年に発表された10件の独占禁止典型案例は主に以下の4つの特徴を表す。

1. 独占行為を厳正に制裁し、独占行為のリスクの解消及び低減に努める。
2. 権利行使行為を規範化し、知的財産権濫用に対する独占禁止司法審査規則を明確化する。
3. 民生のホットスポットにフォーカスし、公衆が公平競争から実益を得ることを確実に保障する。
4. 独占禁止に関する法律の執行を法によってサポートし監督し、行政法執行基準と司法基準との統合を促進する。

今年に発表された10件の不正競争防止典型案例は主に以下の3つの特徴を表す。

1. 司法の保護力を大きくし、市場における公平な競争を維持する。
2. 社会的注目に反応し、消費者の正当な権利と利益を守る。
3. 商業秘密の法的保護を強化し、法律適用基準を統一する。

情報源：最高人民法院

国家知識産権局による『専 利開放許諾使用料見積もり 案内（試行）』の発行

国務院が発行した『「第14次5か年計画」国家知識産権保護と運用計画』における、「完全な専利開放許諾制度及び実行体制の確立」の戦略を徹底的に実践し、専利開放許諾制度の安定的な実行、高効率の運営を推進し、専利権者の専利開放許諾使用料に関する科学的、公正的、合理的見積もりを案内し、市場価格の設定及び許諾契約を促進するため、国家知識産権局は『専利開放許諾使用料見積もり案内（試行）』を発行した。

情報源：中国国家知識産権局

『植物新品種保護条例』に関する意見公募

『中華人民共和国植物新品種保護条例』は、1997年より発布・施行されてから、初め全面的な改正となり、一般から意見を募集している。今回の改正は最新改正された種苗法の関連要件を実践させるためのものであり、中国の種苗産業の知的財産権の保護力をさらに拡大し、種苗業のオリジナル革新を刺激することに役立つ。

今回の改正は主に、実質的な派生品種（EDV）制度の実施ステップ及び方法に関する規定、保護範囲及び保護段階の拡大、保護期間の延長、権利侵害・詐称案件に関する処理措置の完備、権利回復の要件の明確化、信義則違反行為への処罰に関する規定の追加、植物新品種保護のための専門家チームの編成という7つの点の内容を含む。

情報源：農業農村部

『特許審査指南改正草案（再意見募集稿）』における意匠の国際出願の事務処理及び審査に関する規定

弁護士・弁理士 許峰

国家知識産権局は2022年10月31日に『特許審査指南改正草案（再意見募集稿）』（以下、「再意見募集稿」と略称）及びその説明を公布し、社会各界の意見を募集した。『工業意匠の国際登録に関するハーグ協定』（『ハーグ協定』）が2022年5月5日に中国で正式に発効した。『ハーグ協定』と中国国内出願は業務ルールに一定の違いがある。このため、協定の発効・実施に伴う新たな変化に積極的に対応するため、国家知識産権局は、『ハーグ協定』及びその共同実施細則、行政規程の関連規定を真剣に検討した上、「再意見募集稿」に「意匠の国際出願」に関する第六部分を新たに追加し、これには意匠の国際登録出願の事務処理に加えて、意匠の国際登録出願の審査も含まれている。

簡単に言えば、新たに追加された第六部分は、国際出願の提出から権利取得後の管理までの全過程を含んでおり、ハーグ協定の国内での適用及び関連手続の連携に体系的な参考を提供している。以下、新たに追加された第六部分の具体的な規定について詳しく説明する。

第一章 意匠の国際登録出願の事務処理

「再意見募集稿」では、意匠の国際登録出願を提出するルートを2種類規定している。

1. 意匠の国際登録出願は、国際事務局に直

接提出することができる。

2. 出願人が中国に常居所又は営業所を有する場合、特許庁を通じて国際事務局に意匠の国際登録出願を提出することができる。特許庁を通じて意匠の国際登録出願を提出する場合、国際手続における後続のその他の書類は、国際事務局に直接提出しなければならない。

注：外国出願人の場合、その国際手続における登録プロセスは、ハーグ協定が中国で発効する前と比べて明らかな変化はないが、中国を指定するハーグ出願の国内手続は全く新しいものであり、具体的には次章を参照する。中国の出願人の場合、ハーグシステムは、その外国への意匠登録に全く新しいルートを提供しており、詳細な規定は以下を参照する。

ルート2について、意匠の国際登録出願が次の条件に合致する場合、特許庁は国際事務局に転送する。

- (1) 少なくとも出願人の1人が中国に常居所又は営業所を有している。
- (2) 少なくとも出願人の1人が出願人の締約国として中国を選択している。
- (3) 英語を使用して意匠の国際出願書類を作成している。
- (4) ハーグ協定で規定された公式様式を使用している。
- (5) 出願には、意匠の図面又は写真が含まれている。
- (6) 中国大陸の中国語連絡先情報を含んでいる。
- (7) 出願書類は法律、公序良俗に違反したり、又は公共利益を妨害する情報を含んではなら

ない。

意匠の国際登録出願が中国を指定する場合、出願人は意匠の国際出願の中国語訳文を提出することができる。

意匠の国際登録出願が転送条件を満たしている場合、転送手続は次の通りとする。

- (1) 出願人に意匠の国際登録出願の転送通知書を発行し、転送番号、転送期間及び書類一覧を通知する。
- (2) 国際事務局に意匠の国際登録出願の書類及び受領日などのデータを転送する。

特許庁を通じて国際事務局に提出された意匠の国際登録出願は、特許庁が受領した日から1ヶ月以内に国際事務局が受領した場合、特許庁の受領日を国際事務局の受領日とみなし、そうでない場合、国際事務局が実際に受領した日を受領日とする。

ハーグ協定に基づいて既に国際登録日が確定され、かつ中国を指定している意匠の国際出願は、特許庁に提出された意匠特許出願と見なされ、当該国際登録日は特許法第28条に記載の出願日と見なされる。

国際事務局が意匠の国際出願を公布した後、特許庁は、国際事務局から転送された意匠の国際出願に国内出願番号を付与し、後続の審査を行う。

国際事務局が意匠の国際出願を公布した後、意匠の国際出願の当事者は特許庁に関連手続を行う際に、**中国語**を用いて規定に合致する関連書類を提出し、国内出願番号を明記し、特許法第18条の規定に基づいて委任手続を

行わなければならない。

意匠の国際出願について保護を与えると決定した後、特許庁は公告を行い、公告の内容には、特許権の書誌的事項及び1枚の図面又は写真が含まれる。書誌的事項には主に、分類番号、特許番号、国際登録番号、授權公告番号(出版番号)、出願日、授權公告日、優先権事項、特許権者事項、当該意匠を使用する製品の名称などが含まれる。公告の書誌的事項の内容は国際登録公布文書に既に記載されている場合、それと一致するものとする。当該意匠の特許権は公告日から中国で発効する。特許庁の公告後、意匠の国際出願の出願人は、中国で保護されていることの証明として、特許庁に意匠の国際出願の特許登記簿副本の発行を請求することができる。意匠特許の単行本の内容には、フロントページ、図面又は写真及び簡単な説明が含まれる。その中で、図面又は写真、簡単な説明は、国際事務局が公布した保護認容声明により確定された文書の形式で提供する。

意匠の国際出願の出願人(又は特許権者)の権利変更、名称及び/又は住所の変更、国際事務局における代理事項の変更があった場合、当事者は国際事務局に関連手続を行わなければならない。

意匠の国際出願の出願人(又は特許権者)の権利が変更された場合、当事者は国際事務局に関連手続を行うほか、特許法実施細則の規定に従って特許庁に証明書類を提出しなければならない。証明書類は本指南の第1部第1章第6.7.2.2節及び第6.7.2.6節の規定に適用し、証明書類が外国語である場合、同時に書

誌の中国語訳文を添付しなければならない。証明書類が提出されていない場合、又は証明書類の提出が不合格である場合、特許庁は当該権利の変更が中国において効力を有していない旨を国際事務局に通知しなければならない。

意匠特許権の期間は、出願日から起算して15年とする。意匠の国際出願が特許庁の授権公告後、特許権者がハーグ協定の規定に従って存続期間の更新手続を行わない場合、特許権は中国での出願日から5年又は10年満了した日から終了する。

第二章 意匠の国際出願の審査

意匠の国際出願の審査とは、出願人が工業意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下、ハーグ協定）に基づいて提出し、かつ中国を指定する意匠の国際登録出願に対して、特許庁が特許法及びその実施細則の規定に基づいて審査を行うことである。特許法実施細則第143条の規定によると、意匠の国際出願が特許庁の審査を経た後に拒絶理由が見つからない場合、特許庁は保護を容認すると決定し、その旨を国際事務局に通知する。

本章に係る意匠の国際出願に対する特許庁の審査範囲は、次の通りである。

(1) 明らかな実質的欠陥に関する審査であって、意匠の国際出願に意匠特許権を付与しない状況が存在するか否か（特許法第5条第1項、特許法第25条第1項第(6)号、特許法第2条第4項）、単一性審査（特許法第31条第2項）、同様の発明創造に関する審査（特許法第9条）、明らかに新規性及び進歩性がない

ことに関する審査（特許法第23条第1項、第2項）、及び補正が範囲を超えている否かに関する審査（特許法第33条）、特許法実施細則第142条の規定に関する審査が含まれるもの。

(2) その他の書類及び関連手続の審査であって、意匠の国際出願に関連するその他の書類及び関連手続が特許法第18条、第24条及び特許法実施細則第3条第1項、第18条、第33条第4項、第34条第3項、第139条、第140条、第141条の規定に合致するか否かに関する審査が含まれるもの。

注：出願人は、今回の改正では初めて進歩性基準が意匠の国際出願の審査範囲内に導入されたことに特に注意しなければならない。中国の『特許法』によれば、意匠は従来設計又は従来設計の特徴の組み合わせと比べて、明らかな相違を有しなければならないことが要求されている。すなわち、複数の従来設計を用いて意匠出願の進歩性を評価することが認められており、これは特に欧州地域の関連規定と異なる。

意匠の国際出願を審査した結果、拒絶理由が見つからない場合、審査官は国際事務局に保護認容声明を出さなければならない。保護が容認される意匠の国際出願には、国際事務局に拒絶通知を出すことなく権利付与の条件を満たす国際出願、及び拒絶通知に回答した後に権利付与の条件を満たす国際出願が含まれる。

意匠の国際出願に明らかな実質的欠陥が存在する場合、審査官は国際事務局に拒絶通知を出さなければならない。拒絶通知には、拒絶の根拠となる全ての理由及び引用された法律条項が含まれなければならない。拒絶理由が特許法第23条第1項、第2項又は特許法

第9条の規定に関わる場合、当該意匠の国際出願に関連する従来設計又は国内の同様の意匠出願又は意匠の関連情報も含まなければならない。

注：ここでの拒絶通知は最終的な拒絶査定ではなく、「第1回審査意見通知書」と理解することができ、出願人は通知書で指定された期限内に当該拒絶通知に対して回答しなければならない。回答意見は中国語形式で国家知識産権局に提出しなければならない。外国出願人の場合、回答を行う際に、特許法第18条の規定に合致する特許代理機構に委任し、関連委任手続を行う必要がある。

出願人は拒絶通知を受領した後、指定された期限内に特許法第18条の規定に基づいて委任手続を行い、回答しなければならない。意匠の国際出願については、出願人が拒絶通知に回答する期間は**4ヶ月**とする。特許法実施細則第3条第1項の規定によると、出願人は回答する際に中国語を用いて意見陳述書を提出し、又は出願書類を補正しなければならない。補正書類が簡単な説明、製品名称及び図面の説明などの文書に関わる場合、関連書類の英語の訳文も提出しなければならない。

注：今回の改正では、拒絶通知の受領を延期することは規定されていない。また、拒絶通知に回答する期間の起算日も明確にされておらず、登録者が国際事務局から拒絶通知を受け取った日から起算すれば出願人にとって有利であり、特許庁が拒絶通知を出した日から起算すれば出願人にとって不利となり、両者の時間差は概ね15日である。

回答書類に新たな欠陥が現れた場合、当該欠陥が補正によって解消できる場合、審査官は全面的な審査を行い、出願人に補正通知書

を発行しなければならない。当該欠陥が補正によって解消できない明らかな実質的欠陥である場合、審査官は出願人に**審査意見通知書**を発行しなければならない。

注：出願人が国家知識産権局の拒絶通知について回答した後、後続の関連手続は全て対応する国内段階に移行し、国際事務局は審査手続に関与しなくなる。

出願人が拒絶通知又は審査意見通知書に対して提出した回答書類が通知書で指摘された明らかな実質的欠陥を解消できない場合、審査官は拒絶査定を下すことができる。

意匠の国際出願の出願人が拒絶通知に回答する場合、又はその他の特許事務を行う場合、特許法第18条第1項、特許法実施細則第18条の関連規定に合致しなければならない。

出願人が意匠の国際出願を提出する際に既に中国の特許法第18条の規定に合致する特許代理機構に委任している場合、特許庁に特許事務を行う際に、本指南の第1部第1章第6.1.2節の規定に基づいて委任手続を行う必要がある。

注：1. 出願人がハーグ出願時に特許法第18条の規定に合致する特許代理機構に委任していたとしても、国内手続において改めて委任手続を行う必要がある。2. 委任状の形式については、現時点では、包括委任状の番号を記入する場所がないため、当面は個別委任状のみを提出することとする。

復審及び無効宣告請求の審査手続において、意匠の国際出願について、中国メインランドに住所を持たない当事者への書類送達に関わる場合、郵送、ファックス、電子メール、公告などの送達方式を採用することができる。公告を

採用して送達する場合、公告日から1ヶ月が経過した場合、既に送達されたものと見なす。

注：『ハーグのユーザーマニュアル』によると、国家知識産権局が国際事務局に保護認容声明を直接出すと、書類を送達するところか、中国大陸部に住所を持たない特許権者と連絡を取ることすらできない可能性があるため、今回の補正において、外国主体について、通常の特許とは異なる、より多様で実行可能な送達方式を規定することを明確にする。

上記より、今回の『特許審査指南改正草案』は、意匠の国際出願の事務処理及び審査手続について初めて具体的に規定し、ハーグシステムの要求を満たすために、多くのディテール及び手続きが現行の意匠出願の審査手続と異なっている。我々は『特許審査指南改正草案』についての補正の後の進展を継続的に追跡し、中国国内及び国外のイノベーション主体と関連情報を随時共有する。国家知識産権局の公告によると、関係機関及び各界の関係者は2022年12月15日までに、再意見募集の内容の改正・完備について具体的な意見を提出することができる。ご質問や具体的なご意見がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

著者紹介：

許峰氏は2006年に華中科技大学の熱エネルギーと動力工学専攻を卒業し、工学学士の学位を取得し、2008年に華中科学技術大学の動力機械と工学専攻を卒業し、工学修士の学位を取得し、2008～2015年に国家知識産権局特許審査協力センターで特許審査官を務めていた。許峰氏は2017年から北京パナエル特許事務所に参加し、主に機械分野の特許出願書類の作成、審査意見通知書への回答などの中間手続、拒絶復審、

特許無効、特許侵害分析、特許有効性分析、検索やコンサルティングなどを担当している。

商標冒認出願後に原権利者への譲渡は悪意のある投機の判断に影響を及ぼすか否か？

事例の内容概要

原告の某貿易商社は第25515429号の「Maviret」商標（異議申立商標と略称する）の登録を許可され、その後、第三者の某会社は被告の国家知識産権局に異議申立商標の無効宣告請求を提出した。

国家知識産権局は、2019年12月10日に、原告が複数種類の商品及びサービスに関して五十余りの商標を登録し、そのうち「graboplast」、「joon」、「Amtrust」、「翻閱」、「Skytap」、「herbol」など、他人の先の商号及び標識と同様又は類似の商標が含まれると認定した。

異議申立商標の「Maviret」は、第三者の先の「MAVIRET」商標と同様であるが、原告はこの異議申立商標を独自で創作した証拠を提出していなかった。原告は貿易商社として、関連業界内の商号又は標識について知るべきであり、上記登録出願の行為は既に正常な生産経営の必要以上であり、他人の先の商標、商号を複製、剽窃及び模倣する意図を明らかに有し、このような行為は関連公衆の商品由来への誤認を引き起こすだけでなく、さらに正常な商標登録管理秩序を乱し、市場の公平競争秩序を損なうとされている。

その故、異議申立商標の登録は『中華人民共和国商標法』第44条第1項に規定されてい

る「その他の不正な手段で登録を得た場合」に該当する。故に、異議申立商標は無効と宣告された。

原告と第三者は、2019年12月10日に、国家知識産権局に商標権移転登録申請書を共同で提出し、国家知識産権局は、2019年12月24日に、『商標権移転登録申請書受付通知書』を発行した。2020年3月13日に、異議申立商標の譲渡が公告された。

北京知識産権法院は判決を下し、原告の訴訟上の請求を却下した。

法的分析

本院は、異議申立商標の登録出願が、『中華人民共和国商標法』第44条第1項に指されている「その他の不正な手段で登録を得た場合」に合致するか否かに、本件の争点があると考えられている。当該条項は公共利益と商標登録秩序、管理秩序に関わり、使用目的でない投機的商標登録による金儲け行為を防止するものである。

本件の証拠から分かるように、原告が複数種類の商品に関して五十余りの商標を登録したことは事実であり、これについて各当事者は異議がない。また、異議申立商標は、第三者の先の「MAVIRET」商標と同様であり、原告もこの異議申立商標を独自で創作した証拠を提出しておらず、その行為は正当と言われない。

異議申立商標が既に第三者に譲渡されたが、異議申立商標の悪意のある登録を変えることはできない。これにより、本件の原告は、正常な商標登録管理秩序を乱し、市場の公平競争秩序を損ない、信義誠実の原則に違反してい

ると認められる。異議申立商標の登録は『中華人民共和国商標法』第44条第1項に指されている「欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合」に該当する。その故、原告の請求に対し、本院は認めない。異議申立商標は、起訴決定が下された際に、移転登録申請書を既に提出されているとしても、起訴決定の認定にも、本件の審決にも影響を及ぼさない。

裁判官による解説

使用必要以上の投機的棚上げ、販売又は譲渡を目的とする商標の登録は、商標登録の秩序に衝撃を与えるだけでなく、さらに正当な登録を必要とする市場主体の法的な商標登録に影響を及ぼし、その商標登録のコストを増加させ、不特定の多数の商標出願人の利益を損なうこととなる。他人が先に使用した権利標識、有名な人物名などと同様又は類似の標識を大量、悪意を持って申請すると、商標異議、商標争議ないし行政訴訟を引き起こす可能性が高く、貴重な行政資源と司法資源を無駄にし、深刻な社会資源の浪費を引き起こし、社会の公共利益を損なうこととなる。悪意のある商標出願人が他人に商標を譲渡するとしても、悪意のある商標申請行為を正当化することはできない。

情報源：北京知識産権法院

登録商標の標章の選択ポリシー

中国では、登録商標は単一要素で構成されてもよく、中国語、英語、図形など、多くの要素を組み合わせる構成されてもよいが、単一要素商標及び結合商標は、登録の成功確率、コスト、使用上の柔軟性、3年不使用取消のリスク及び権利侵害の防止などの点のいずれにおいても、わずかに異なり、出願人は自身のニーズに応じて選択すべきである。

登録の成功確率から見ると、単一要素商標は結合商標よりも成功確率が高い。審査の実践によれば、審査官は結合商標と先行商標が全体的に類似しているか否かを考慮するだけでなく、さらに結合商標における各要素が先行商標に類似しているか否かをそれぞれ判断する。したがって、結合商標は、構成要素が多ければ多いほど、拒絶されるリスクが高い。

登録のコストから見ると、結合商標は単一要素商標よりもコストが低い。結合商標は出願人の使用しようとする全ての要素を含み、出願から登録後に発生する可能性がある変更、存続期間の更新及び譲渡などの手続きの費用はいずれも1件当たりの費用で計算される。

使用上の柔軟性から見ると、単一要素商標は結合商標よりも柔軟性が高い。結合商標は登録後に登録されているデザインに従って使用しなければならず、変更、分割又は組み合わせる使用することができないが、単一要素商標は登録後に個別に使用してもよいし、複数の登録されている単一要素商標を組み合わせる使用してもよい。

商標が3年不使用取消にされるリスクから見

ると、結合商標は単一要素商標よりもリスクが大きい。商標権者が実際に使用する商標は登録されている商標に一致すべきであり、結合商標の構成要素の変化により結合商標の顕著な特徴が変化した場合は、連続3年不使用取消の商標権の例において、出願人が実際に使用している商標について提供した使用証拠を登録商標の使用と見なしてはならず、登録商標が取り消しになっている。

商標権保護の観点から見ると、結合商標は単一要素商標よりも役に立つ。結合商標は全体的に識別性が高く、被疑侵害標識の各構成要素の構図、色彩及び配列・結合の方式が結合商標に類似するため、消費者の混同と誤認を引き起こす可能性がある場合に、結合商標は権利侵害の防止のための権利基礎とすることができる。

要するに、どのように商標の標識を選択するかは極めて重要なことであり、出願人が商標登録を順調に取得し、広い保護範囲を取得することに重要な役割を果たす。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司
地址：北京朝陽区朝陽門外大街16号
中国人寿ビル10階1002-1005室
電話：86-10-8525 3778
FAX：86-10-8525 3671
郵便番号：100020
Email：mail@panawell.com



編集：王珍々、王嵐、徐舒
訳審：王珍々、張玉静
趙亜芝、金丹
レイアウト：董 顺々